Q & A

Q1：大規模修繕工事そのものを安心して発注できる施工会社を、MKSから推薦して頂けますか？

A1：推薦はしておりません。
MKS事務局では、特定の会員社を工事発注者様に推薦する事はございません。
「会員情報」にMKS正会員社を掲載しておりますので、直接お問い合わせ下さい。

Q2：工事完成までの履行保証や、工事完成後のかし保険を付保して工事を発注したいのですが、施工会社と交わす請負契約書の内容で注意すべき事があれば教えて下さい。

A2：①工事完成までの履行保証と工事完成後のかし保険を付保する旨を記載する事をお勧め致します。

②MKS計画修繕保証制度（工事完成までの履行保証）をご利用の場合

発注者様の過払いを防ぐ為に、請負代金支払いに条件がございます。

【MKS計画修繕保証制度（工事完成までの履行保証）の支払い条件】
Ⅰ．前受金なし
Ⅱ．着手金は、請負代金総額（消費税込）の10%以内とし、
その受取は、足場組立着手日から一か月以降
Ⅲ．工期中に支払いがある場合、
請求書を作成する時点の出来高（工事が終わっている部分）の8割以内

③かし保険については、特別な条件はございません。

Q3：MKS計画修繕保証制度（工事完成までの履行保証）は、MKS正会員社であれば、どの会社でも利用できますか？

A3：利用できます。
ただし、年度毎に正会員社の事前手続きが必要です。
事前手続きが済んでいるか、MKS正会員社にご確認下さい。

Q4：大規模修繕工事のかし保険（工事完成後のかし保険）は、MKS正会員社であれば、どの会社でも利用できますか？

A4：ハウスプラス住宅保証㈱に事業者登録済であれば利用できます。

かし保険に関しましてMKSは、ハウスプラス住宅保証㈱の取次店として、
MKS正会員社にハウスプラス住宅保証㈱の商品をご案内しております。
よって、ハウスプラス住宅保証㈱の事業者登録済（事業者登録番号を保持しているか）を
MKS正会員社にご確認下さい。

かし保険の付保には、工事着工日の2週間前には申請お手続きを済ませておく事が必要です。
着工後のかし保険申請はできませんので、ご注意下さい。

Q5：MKS計画修繕保証制度、大規模修繕工事のかし保険の申請は、誰が行うのですか？

A5：施工会社が行います。
どちらも被保険者は施工会社です。
申請手続き（書類提出・保証料及び保険料の支払い）は施工会社が全て行います。

Q6：MKS計画修繕保証制度の保証料、大規模修繕工事のかし保険の保険料は、誰が負担すべきものですか？

A6：誰が負担すべきという見解は現在はございません。

【大規模修繕工事のかし保険　保険料について】
各保険会社は商品化にあたり、住宅瑕疵担保履行法に基づいて、国土交通大臣の認可を要しております。
この中で、保険料等（保険料及び検査料）は、発注者様もしくは施工会社のどちらが負担すべきとの見解を現在は示しておりません。

よって、保険料等の負担つきましては、個々の話し合いにより決定される事になります。

最近では「工事完成までの履行保証」及び「大規模修繕工事のかし保険」を付保する事を、
見積要件として施工会社を公募する発注者様が増えており、これらに係る保険料等を見積金額に
計上するケースが増えてきております。

どのように保険料を負担するかは、施工会社と発注者様で話し合いの上、判断する事となりますが、
一般的には第三者賠償責任保険や社会保険と同様に諸経費（一般管理経費）として計上される事が
考えられます。

【MKS計画修繕保証制度　保証料について】
MKSとハウスプラス住宅保証㈱で運営している制度ですが、その保証料の支払いに関しましても、
上記に準じて考えられます。